

フレックス定期は手放しでは喜べない！ だから、JR東海労は闘った！ フレックス定期への措置を引き出す！

新しい人事・賃金制度等の見直しで、会社は新幹線モニター制度を廃止し、新幹線定期券（フレックス）を導入しようとしています。一見、改善されたかと思いましたが、しかし、とんでもない問題があったのです。

定期券代が標準報酬月額にカウントされるため社会保険料等が増加する上に、専任社員では高年齢雇用継続基本給付金が減額または給付停止となる場合があります。雇用継続基本給付金は、60歳以上の賃金が60歳に到達する前6ヶ月間の平均賃金と比較して75%未満になる場合、最大で賃金の15%が国から支給される制度です。多くの専任社員は60歳以降の賃金が61%以下になるため最大の15%が支給されます。

JR東海労は基本協約・協定改訂交渉で、モニター制度とフレックスのいずれかを選択できるようにするべきと要求しました。第7回団体交渉で会社は、社会保険料の増額や雇用継続基本給付金の減額または給付停止についての認識がありながらも、JR東海労の要求に応えようとしませんでした。

私たちJR東海労は、だからといって引くことなく、11月1日に申第16号で解明要求を提出し、11月21日に団体交渉を開催しました。そこで会社からの回答で、「100km以上の距離で新幹線定期券になったことで、高齢者雇用給付金・在職老齢年金が減額することを理由に単身赴任を希望するなら、社宅又は寮を提供し別居手当を支給する。」また、「新幹線定期券で非課税額を超える社員が、2019年10月1日から2020年9月30日までの間に単身赴任を希望するなら、社宅又は寮を提供し別居手当を支給する。」措置を実施する回答を引き出しました！

JR東海労は、新人事・賃金制度等の見直しについて、現場で働く労働者が報われる制度になるように、これからも闘います！！